

第3期

特定健診・特定保健指導実施計画

【平成30年度～平成35年度】

平成30年
南木曾町

序文

第三期特定健診等実施計画について

医療保険者は、高齢者の医療の確保に関する法律19条において、実施計画を定めるものとされています。なお、第一期及び第二期は5年を一期としていましたが、医療費適正化計画等が見直されたことをふまえ、第三期(平成30年度以降)からは6年を一期として策定します。

計画作成の拝啓

受療の実態を見ると、高齢期に向けて生活習慣病の外来受療率が増加し、75歳頃を境にして生活習慣病を中心とした入院受療率が上昇しています。これは、不適切な食生活や運動不足等の不健康な生活習慣が糖尿病、高血圧症、脂質異常症、肥満症等の発症を招き、外来通院及び投薬が始まり、生活習慣の改善がないままに、虚血性心疾患や脳血管疾患等の発症に至るという経過をたどっていると考えられます。生活習慣の改善による糖尿病等の生活習慣病の予防対策を進め、糖尿病等を予防することができれば、通院患者を減らすことができ、結果的に生活の質の維持及び向上を図りながら医療費の伸びの抑制を実現することが可能となります。

糖尿病等の生活習慣病の発症には、内臓脂肪の蓄積(内臓脂肪型肥満)が関与しており、肥満に加え、高血糖、高血圧等の実態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなります。このため、メタボリックシンドロームの概念を踏まえ、適度な運動やバランスのとれた食事の定着などの生活習慣の改善を行なうことにより、糖尿病等の発症リスクの低減を図ることが可能となります。

このことにより、特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的としてメタボリックシンドロームに着目し、生活習慣を改善するための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出し、実施することで該当者及び予備群者の減少を目指します。

第1章 目標

(1)全国目標

項目		〈第1期〉 H24年度目標	〈第2期〉 H29年度までの 保険者全体の目標	〈第3期〉 H35年度までの 保険者全体の目標
実施 目 に 標 関 する	①特定健診実施率	70%以上	70%以上	70%以上
	②特定保健指導実施率	45%以上	45%以上	45%以上
成果 目 に 標 関 する	③メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率	-	25%以上減少 (H20年度比)	-
	特定保健指導対象者の減少率	10%以上減少 (H20年度比でH27年度 に25%減少)	-	25%以上減少 (H20年度比)

(2) 保険者種別の目標

保険者種別	全国目標	市町村国保
特定健診の実施率	70%以上	60%以上
特定保健指導の実施率	45%以上	60%以上

(3) 南木曾町の目標値

	現状(H28)	目標(H35)
特定健診実施率	61.5%	65%
特定保健指導実施率	72.1%	75%

(4) 南木曾町の特定健康診査実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標	45.0%	49.0%	53.0%	57.0%	60.0%
実績	44.3%	47.2%	55.5%	61.5%	65.6%

(5) 南木曾町の特定保健指導実施率

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
目標	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%	60.0%
実績	63.4%	67.9%	70.6%	72.1%	

第2章 対象者数

	H30	H31	H32	H33	H34	H35
特定健診対象者数	725	668	651	614	557	501
特定保健指導対象者数	43	40	39	36	33	30

第3章 実施方法

(1) 特定健診の実施

H 3 0	
特定健康診査 (集団健診)	40歳以上の国保加入者を対象に、地区巡回型健診の実施。
	蘭分館0.5日、田立小学校0.5日、三留野分館0.5日、南木曾会館1日(うち0.5日日曜健診実施)
	実施期間:8月20、21、26日 自己負担:0円 心電図:0円 健診医の判断にて詳細健診実施(眼底)
特定健康診査 (個別健診)	40歳以上の国保加入者を対象に、篠崎医院・坂下病院・古根医院にて委託実施。
	実施期間:H30年5月～H31年1月31日
	自己負担:0円 心電図:0円 健診医の判断にて詳細健診実施(眼底)
人間ドック	35歳以上の国保加入者を対象に、人間ドック受診費用の7/10(上限3万円)を助成。
	特定健診の法定実施項目と同等の場合にデータ提供を依頼。
データ提供	職場健診を受けている者、医療機関で検査を行なっている者を対象に、特定健診の法定実施項目と同等の場合にデータ提供を依頼。
	データ提供者へ粗品の提供。

(2) 特定健診委託基準

高齢者の医療の確保に関する法律28条、及び実施基準該当第16条第1項に基づき、具体的に委託できる者の基準該当については厚生労働大臣の告示において定められています。

(3) 特定健診実施項目

内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための特定保健指導を必要とする人を抽出する国が定めた項目に加え、追加の検査(HbA1c・血清クレアチニン・尿酸、尿潜血、心電図)を実施します。

また、血中脂質検査のうち LDL コレステロールについては、中性脂肪が 400ml/dl 以上又は食後採血の場合は non-HDL コレステロールの測定に変えられます。(実施基準第 1 条 4 項)

(4) 代行機関

特定健診に係る費用の請求・支払いの代行は、長野県国民健康保険団体連合会に事務処理を委託します。

(5) 特定保健指導等

H 3 0	
特定健康診査 (集団健診)	個別結果説明会を蘭分館、田立小学校、三留野分館、南木曾会館にて、保健師・管理栄養士が保健指導を実施。
	健診結果に心配がある者へは、町が契約している管理栄養士が指導。(健康ライフサポートLLP)
	来れなかった者へは保健師・管理栄養士が訪問し保健指導を実施。
特定健康診査 (個別健診)	健診結果の返却時に、保健師・管理栄養士が訪問し保健指導を実施。
人間ドック	特定健診質問票にて保健指導希望者へ、保健師・管理栄養士が訪問し保健指導を実施。
データ提供	特定健診質問票にて保健指導希望者へ、保健師・管理栄養士が訪問し保健指導を実施。

【重症化予防訪問指導】
腎機能低下がみられる者へ、町が契約している管理栄養士が訪問し実施。
(健康ライフサポートLLP)

(6)周知・案内

3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
意向調査 健診日程・受診方法案内	広報 (広報紙・文字放送)	個別健診受付開始 個別健診案内通知			集团健診			個別健診 (医療機関に受診券送付) 未受診者に受診勧奨通知		

第4章 個人情報の保護

(1)基本的な考え方

特定健康診査・特定保健指導で得られる健康情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および南木曾町情報公開及び個人情報保護に関する条例(平成11年9月27日条例第9号)を踏まえた対応を行います。

また、特定健康診査を外部委託する際は、個人情報の厳重な管理や、目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託先の契約状況を管理します。

(2)特定健診・保健指導の記録の管理

特定健診のデータは、国の通知「電磁的方法により作成された特定健康診査及び特定保健指導に関する記録の取り扱いについて(平成20年3月28日健発第0328024号、保発第0328003号)」に基づき作成されたデータ形式で、健診実施機関から代行機関に送付され、特定健康診査等データ管理システムに保管されます。

人間ドック・職場健診・医療機関で検査を行なっている者のデータ提供については、特定健康診査等データ管理システムへデータの登録を行います。

また、特定保健指導の実績については、特定健康診査等データ管理システムへデータの登録を行います。

平成30年度からは、システムとしてマルチマーカを導入し、特定健康診査等データ管理システムに登録されたデータを、読み込むことで生涯にわたり健康管理を行なえるようにします。

(3)特定健診・保健指導の保存期間

特定健康診査・特定保健指導の記録の保存義務期間は、規則第22、25条に基づき、記録の作成日から最低5年間または加入者が他の保険者に加入となった日の属する年度の翌年度の末日までとなりますが、生涯を通じた自己の健康管理の観点から、被保険者となっている限りはデータ等の保存に努めます。また、保存期間の満了後は、保存してある記録を加入者の求めに応じて当該加入者に提供するなど、加入者が生涯にわたり自己の健康情報を活用し、自己の健康づくりに役立てるための支援を行うよう努めます。

第5章 実施計画の公表・周知

高齢者の医療の確保に関する法律第19条第3項(保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれに変更したときは、遅延なく、これを公表しなければならない)に基づく計画は、町広報紙、ホームページへの掲載により公表、周知します。

第6章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

設定した目標値の達成状況、及びその経年変化の推移等について、毎年度評価を実施していきます。評価方法としては、標準的・統一的な手法にて正確に実施することが重要であり、国への実績報告を活用して行います。

また、達成状況の点検・評価の結果を活用し、中間年度の3年目に特定健診・特定保健指導事業担当者、国保担当者で見直しを行います。